

令和8年度秋田県製菓衛生師試験実施要領

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時
令和8年9月30日(水) 午後1時から午後3時まで
- (2) 場所
秋田市山王4丁目1番2号
秋田県地方総合庁舎 6階 607・608会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

ただし、受験者が菓子製造技能士である旨を受験願書提出時に申し出た場合は、「(6) 製菓理論及び実技」を免除する。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの。
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものの。
- (3) 製菓衛生師法の施行の際(昭和41年12月26日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が3年を超えているもの、又は製菓衛生師法の施行の日後3年を超えるに至ったもの。

(注) ここでいう菓子製造業とは、食品衛生法で定める、菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする。

4 受験申し込みに必要な書類

(1) 受験願書 正副2通

(2) 添付書類

ア 受験資格を証する書類

(ア) 3 受験資格 (1) にあたる者

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類

例) 製菓衛生師養成施設卒業証明書〔原本〕

製菓衛生師養成課程履修証明書〔原本〕

(イ) 3 受験資格 (2) にあたる者

菓子製造業に2年以上従事したことを証する書類

例) 菓子製造業従事証明書

(ウ) 3 受験資格 (3) にあたる者

製菓衛生師法の施行の際(昭和41年12月26日)、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に3年以上従事したことを証する書類

例) 菓子製造業従事証明書

※ただし、卒業証明書等の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、戸籍謄本又は抄本1通を添付すること。

※電子申請の場合は、写しの提出も可能とする。

※願書提出及び受験についての注意事項《受験者用》を確認の上、必要書類を用意すること。

イ 写真

受験願書提出前6か月以内に撮影した脱帽上半身正面向き

パスポート(旅券)サイズ(3.5cm×4.5cm) 1枚

ウ 菓子製造技能士である者が「製菓理論及び実技」の試験免除を希望する場合は、技能検定合格証書の写し

5 受験手数料

(1) 金額

9,400円

(2) 納付方法

○窓口及び郵送での出願の場合

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

なお、県外からの受験者で、秋田県証紙により受験手数料を納付できない場合は、必ず願書提出前に秋田県秋田地域振興局福祉環境部環境

指導課（秋田中央保健所 電話 018-855-5173）に問い合わせをすること。

○オンライン申請による出願の場合

秋田県電子申請・届出サービス（以下、「電子申請サービス」という。）でのオンライン決済により納付すること（詳細は7の（3）に記載）。なお、既に納付された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

6 受験願書用紙の交付

（1）交付期間

土、日、祝日を除き、令和8年7月10日（金）から令和8年8月12日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。

（2）交付場所

各地域振興局福祉環境部環境指導課（秋田市保健所を除く各保健所）、または秋田県生活環境部生活衛生課。

郵送で交付を求める場合は、長形3号封筒の表に「願書請求」と朱書し、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

その他、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

7 受験願書の受付

（1）受付期間及び時間

土、日、祝日を除き、令和8年7月10日（金）から令和8年8月12日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。

郵送の場合は、必要書類と「受験願書チェックシート」を同封し、締切日の消印のあるものまで受け付ける。

（2）受付場所

居住地を管轄する地域振興局福祉環境部環境指導課（秋田市保健所を除く各保健所）。ただし、秋田市及び県外に居住する者にとっては、秋田県秋田地域振興局福祉環境部環境指導課（潟上市昭和乱橋字古開172番地1 電話 018-855-5173）で受け付ける。

（3）オンライン申請

（2）の規定にかかわらず、電子申請サービスによるオンライン申請でも受付する。

この場合、受験手数料の納付は電子申請サービスでのオンライン決済となる。受付期間は（1）と同様とする（土、日、祝日を含む）。

4（1）に規定する受験願書は、必要事項を入力し、電子申請サービスにアップロードすること。

また、4（2）に規定する「受験資格を有することを証する書類」、「写真」、「技能検定合格証書の写し」は、PDFファイル等の電子データを受験願書と併せてアップロードするか、受験願書提出先として選択した地域振興局福祉環境部に郵送等により提出すること。

8 受験票の交付

受験票は、受験願書受付後、秋田県生活環境部生活衛生課から郵送で交付する。

9 受験当日について

- (1) 試験開始10分前には着席すること。
- (2) 原則的に遅刻を認めないが、やむを得ない事情による場合は受験を許可する。しかし、試験時間の延長はしない。また、試験開始時間から1時間以上遅れた場合は、試験会場への入室を認めない。
なお、当日の天候や公共交通機関の事故等の回避不能な事象により受験者の会場到着が遅れることが見込まれた場合は、試験開始時間を遅らせることがある。

10 合格者の発表

令和8年10月30日（金）午後1時から令和8年11月27日（金）まで秋田県庁正面公告板、各地域振興局福祉環境部掲示板及び秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

11 合格基準

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であること、かつ0点の科目がないものを合格とする。

12 試験結果の開示

受験者本人の申出により、合格発表後、試験結果について口頭による開示請求ができる。

- (1) 内容
総合得点、科目別得点
- (2) 期間
土、日、祝日を除き、令和8年10月30日（金）から令和8年11月27日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。
- (3) 場所
秋田県生活環境部生活衛生課
- (4) その他

受験票及び本人であることが確認できる書類（運転免許証等）を持参すること。

13 その他

次に該当する場合は、願書提出前に秋田県生活環境部生活衛生課（電話 018-860-1593）に連絡すること。

- (1) 車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする者
- (2) 外国籍の者又は外国の学校若しくは日本国内の外国人学校を卒業した者

14 試験についての問合せ先

- (1) 秋田県生活環境部生活衛生課食品安全・動物愛護チーム
(電話 018-860-1593)
- (2) 各地域振興局福祉環境部環境指導課（秋田市保健所を除く各保健所）
(電話番号は下表のとおり)

北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部及び雄勝地域振興局福祉環境部は担当職員が常駐していないため、電話のうえ来所すること。

機関名	電話番号
北秋田地域振興局 大館福祉環境部	0186-52-3953
(北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部)	0186-52-3953
山本地域振興局 福祉環境部	0185-52-4331
秋田地域振興局 福祉環境部	018-855-5173
由利地域振興局 福祉環境部	0184-22-4121
仙北地域振興局 福祉環境部	0187-63-3694
平鹿地域振興局 福祉環境部	0182-45-6140
(雄勝地域振興局 福祉環境部)	0182-45-6140